

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の農業生産において、スマート農業の導入を推進し作業の省力化を図り、農業者を支援することを目的に、予算の範囲内において、ドローン農薬散布実施支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、有田市補助金等交付規則（昭和55年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象農作物 市内で耕作している農作物をいう。
- (2) 農薬散布 農業者が対象農作物を病害虫から守るために行う農薬の散布作業をいう。
- (3) 補助対象面積 農薬散布を行う農地の面積をいう。

(補助金の対象事業)

**第3条** 補助金の対象となる事業は、ドローンを用いて補助対象者が対象農作物に対し農薬散布を委託により実施する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市内の農地で自ら耕作する個人又は法人
- (2) 市税を滞納していないもの
- (3) 申請者が属する世帯の全員（申請者が法人又は団体の場合は、当該法人又は団体の構成員全員）が、有田市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は補助対象面積10aあたり5,000円とする。

2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の制限)

**第6条** 補助金の交付は、事業を実施する旨申請した農地1回限りとする。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ドローン農薬散布実施支援補助金交付申請書（様式第1号）、誓約書兼同意書（様式第2号）、暴力団排除誓約書、見積書及び委託契約書の写しを、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

**第8条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、ドローン農薬散布実施支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

**第9条** 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、

補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更)

**第10条** 交付決定者は、その申請内容に変更が生じたときは、ドローン農薬散布実施支援補助金変更交付申請書(様式第4号)により申請するものとする。

2 市長は前項の規定による申請を受け、承認した場合はドローン農薬散布実施支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、承認しなかった場合はドローン農薬散布実施支援補助金変更不交付決定通知書(様式第6号)により、それぞれ交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第11条** 交付決定者は、交付決定後に申請を取下げようとするときは、ドローン農薬散布実施支援補助金取下届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第12条** 交付決定者は、事業実施後、ドローン農薬散布実施支援補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 委託代金請求明細書及び領収書の写し
- (2) ドローン農薬散布を実施したことがわかる写真及び使用した農薬がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完了の確認及び交付額の確定)

**第13条** 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、ドローン農薬散布実施支援補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求及び支払)

**第14条** 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、ドローン農薬散布実施支援補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

**第15条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、ドローン農薬散布実施支援補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第16条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、ドローン農薬散布実施支援補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めてその返還をさせなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。